

◎新潟県告示第1209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「山下清展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和6年4月26日から令和6年6月28日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
NIC 新潟日報各販売店	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社メディアシップ・ブランド 代表取締役社長 林 康生

- 4 委託期間
令和6年4月26日から令和6年7月31日まで